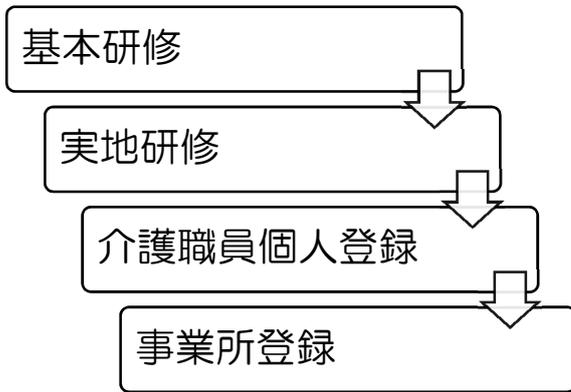
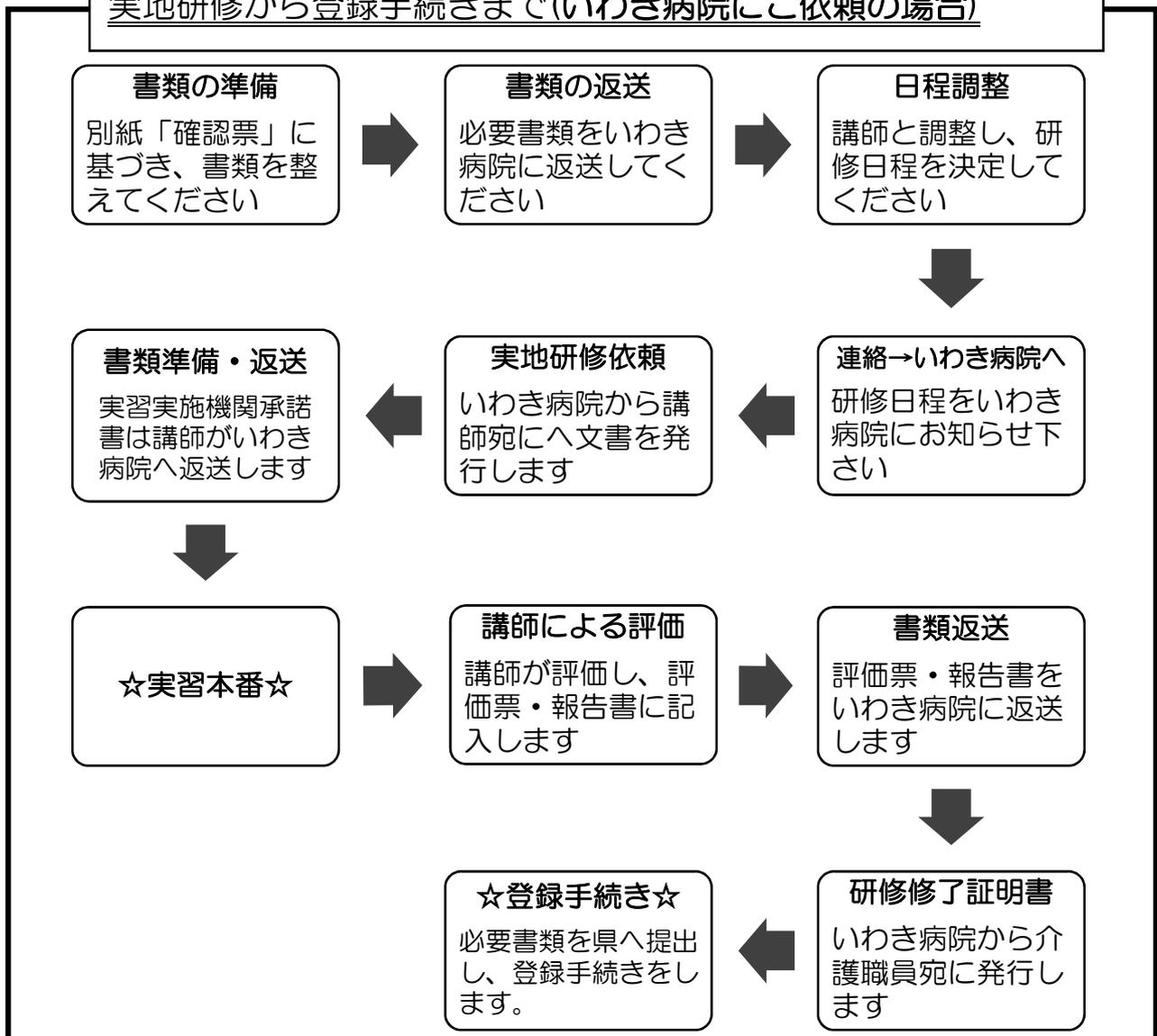


基本研修終了後の流れについて



喀痰吸引研修(第3号)は、いわき病院で行う座学・演習を終え、筆記試験を合格した後に、実際の利用者さんの元で実地研修を行わなければなりません。
実地研修を終えて、介護職員個人と、介護職員の所属する事業所が県に認定登録を行うことで初めてサービスを提供することができます。

実地研修から登録手続きまで(いわき病院にご依頼の場合)



* 基本研修(現場演習)及び実地研修の指導に当たる実地研修指導講師(准看護師は除く)は、平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」(平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による指導者養成事業(自己学習))を修了していることが必要です。